



業務案内

西東京労務協会

West Tokyo Labor association



はじめに

- 人事・労務に関連する相談・手続きが発生することは、企業を継続していく上で避けられないことです。
- 本会では、その多岐にわたる相談及び手続業務に対して迅速かつ的確に対応し、会員企業皆様の信頼を積み重ねて参りました。
- 40年以上の歴史と実績、そのノウハウに基づくコンサルティング、皆様にとっての「人事・総務部」をモットーに活動しております。



業務内容

- 社会保険業務相談 / 手続 / 人事労務顧問業務
- 労働保険事務組合 / 労働保険業務相談・手続
- 給与計算サービス
- 労働安全衛生支援業務
- 人事コンサルティング業務
- 建設業トータル・サポート・サービス
 - ・ 許認可代行サービス（提携）
 - ・ 建設業労災保険上乗せ補償業務サービス
 - ・ 建設業国民健康保険組合業務サービス
 - ・ 建設業一人親方事務組合業務サービス
- 安心共済制度
 - ・ ガン共済（アメリカンファミリー - “ A F L A C ” 提携）
 - ・ ガン保険以外の医療保険 / 共済制度



社会保険業務相談 手続・顧問業務

- 健康保険・厚生年金・厚生年金基金・国民年金などの社会保険全般の相談・手続を包括的に行ないます。
- 新制度が頻繁に発効又は改正され、年々内容も複雑化しています。
- 各制度の全体像を把握して必要な手続を不備なく処理をするには、時間もコストも必要です。
- 本会は、正確な知識と情報に裏付けされた業務処理力で、煩わしい手続の負担軽減を図り、事業活動を側面からバックアップします。



労働保険事務組合

労働保険業務相談・手続

- 労働保険制度（労災保険・雇用保険）は、近年の就業構造変革においてセイフティーネットの一翼を担っています。
- 制度改定も社会保険業務と同様に相当複雑なものとなり、理解不足による届出・申請漏れや受給漏れによる損害は、会社・従業員双方ともに大きな影響受けます。
- 本会は、厚生労働大臣認可「労働保険事務組合」として労働基準監督署やハローワークに対する各種届出のほか、労働保険料の徴収納付事務までトータルでサポートします。
- 労働保険事務組合の加入メリットは、
労働保険料の申告・納付等の労働保険事務の手間が省けます。
労働保険の額にかかわらず3回に分割納付できます。
社長や家族従事者なども労災保険に加入することができます。



給与計算サービス

- 煩雑な従業員の「給与計算」にお困りではありませんか？
- 今月は保険料の改定月では？住民税の控除は大丈夫ですか？
遅早控除、残業や休日出勤がありませんか？
年末調整の準備は万全ですか？・・・等々
- 言うまでもなく従業員にとって給与は生活の糧であり待ったなしです。忙しい業務の最中だからといって大切な給料計算を行わないという訳にはいきません。
- そんなときには、本会の「給与計算サービス」をご活用ください。本会だからできる「簡単・正確・安全」なサービスで会社の負担を確実に軽減できます。



労働安全衛生支援業務

- 労働者の安全水準の向上を図るため、企業の安全についての診断及びこれに基づく指導・支援を行います。
- 支援内容は、
 - 労働安全診断の実施・報告
 - 安全衛生改善計画の作成
 - 安全衛生教育に関する指導・支援業務
 - 作業環境の改善、環境管理業務
 - その他、企業のあらゆる安全衛生に関する相談・支援
- こんな時は、本会にご相談ください。
 - 労働災害が発生したとき
 - 安全衛生管理特別指導事業場の指定を受けたとき
 - 安全衛生計画の届出をするとき
 - 機械設備・作業環境等の改善を行なうとき
 - 工場新設や新技術を導入するとき
 - 安全衛生管理活動が停滞しているとき
 - 安全衛生管理規程や作業手順書等の作成に困っているとき
 - 適切な健康診断機関や作業環境測定機関を選定したいとき
 - 安全衛生上の問題で相談相手がなく困っているとき 等々



人事コンサルティング業務

トラブル回避支援

- 労使間のトラブルを未然に防止するための就業規則をはじめとする社内規定・協約・協定類の整備を支援しています。
- 万が一、問題発生した場合の解決支援・そのための方法論の提示、事後処理等についてもあわせて支援します。

人材（＝人財）を生かし、伸ばし、育てるための人事制度づくり

- 本会の人事制度づくりは、4つの目標を掲げます。
経営者の思いが伝わる、オーダーメイドの人事制度づくり。
よく働く人が報われ、将来を見すえた人事制度づくり。
自社で運用が十分可能でシンプルな人事制度づくり。
従業員がこの会社で働いてよかったと思える人事制度づくり。

支援内容は、

人事制度の設計（職群別、職能別管理型等）

賃金制度の設計（職務給、職能給、年俸制、原資管理型ポイント賞与制度等）

評価制度の設計（人事考課、認定方式評価等）

目標管理（MBO）制度の設計等

退職金制度の設計・改定（確定拠出型退職金設計、ポイント制退職金、適格退職年金移換等）

パート・高年齢者・契約社員雇用形態別雇用管理制度設計 等



建設業トータル・サポート・サービス

許認可代行サービス（提携）

- 建設業者の皆様にとって「建設業許可申請」と「経営事項審査」は極めて重要な業務です。
- 最近の入札制度の改革や業界全体における工事発注量の減少により「業者選別」の時代が到来しました。
- その厳しい競争に勝ち残るためにも、適法適切な「建設業許可」を取得して、より良い「経営事項審査」の結果数値を受ける必要があります。
- 経営事項審査の申請は年々複雑になっており、説明書を読んだだけの知識では到底歯が立ちません。
- 忙しい業務の合間に何度も申請に足を運び挙句の果てには有効期限を切らせてしまい、重要な入札に間に合わなかった・・・なんて会社の死活問題にもなりかねません。
- こんなことにならないため本会の「建設業許認可代行サービス」をご利用ください。
- 豊富な経験と知識を持つ提携アドバイザーが皆様を強力にバックアップいたします。

建設業国民健康保険組合業務サービス

- 東京建設職能国民健康保険組合に加入しませんか。
- 建設業従事者が加入でき、療養給付割合は、社会保険（政府管掌保険）と同じです。
- 傷病手当金等休業給付もあります。

建設業一人親方事務組合業務サービス

- 建設業の一人親方が、国の労災保険（特別加入者）に加入でき、労災保険料の申告・納付、万が一労災事故が発生した時は、諸手続きの代行等、労災保険全般業務を委託できます。



安心共済制度

ガン共済（アメリカンファミリー - “ A F L A C ” 提携）

ガン保険以外の医療保険 / 共済制度

E V E R（エヴァ - ）：T VのC Mでもお馴染みの医療保険です。

生命共済（提携）

退職金共済（提携）

労災上乗せ共済（社団法人 全国労働保険事務組合連合会 提携）

- 労働保険事務組合に加入している企業に対する労災保険の上乗せ補償制度です。
- 労働災害・通勤災害が発生した際、国の労災保険に上乗せして休業・障害・死亡共済金の補償が受けられます。



報酬について

- 委託業務の範囲・従業員数・社会保険の適用形態等その内容により変更がございますので、まずはお気軽にご相談ください。



お問合せ先

TEL:042-486-3383

FAX:042-486-3727

西東京労務協会

〒182-0026

東京都調布市小島町1-34-1

エクレール調布309号

E-mail:nishitokyo@roumu.or.jp

URL : <http://www.roumu.or.jp>



業務会費基準規約

第1. 相談顧問会費

会員が通常生ずる人事労務管理に関する相談・指導業務に対して毎月納入する会費である。ただし、労働社会保険関係法に伴う事務を常時包括的に代行処理する業務（手続業務）、就業規則他社内諸規定の整備・人事評価制度の構築業務は除く。

人 員	会 費	人 員	会 費
9 名 以下	10,800 円	100 名 ～ 199 名	64,800 円
10 名 ～ 19 名	21,600 円	200 名 ～ 299 名	86,400 円
20 名 ～ 39 名	32,400 円	300 名 ～ 499 名	108,000 円
40 名 ～ 64 名	43,200 円	500 名 以上	協議による
65 名 ～ 99 名	54,000 円		

※人員数は、代表者・役員（非常勤は除く。）、社員、パート・アルバイト等の非正規社員も含む。

※上記は消費税込みの金額。

第2. 手続業務会費・・・上記の（1）相談顧問会費で行う業務も含まれる。

① 通常会費

会員が通常生ずる労務管理に関する相談・指導並びに労働社会保険関係法に伴う事務を常時包括的に代行処理する業務に対して毎月納入する会費である。なお、会員の保険関係の成立、人員等を勘案して会費を設定（変更）することもある。

人 員	会 費	人 員	会 費
4 名 以下	16,200 円	130 名 ～ 159 名	108,000 円
5 名 ～ 9 名	21,600 円	160 名 ～ 199 名	124,200 円
10 名 ～ 19 名	32,400 円	200 名 ～ 249 名	145,800 円
20 名 ～ 29 名	43,200 円	250 名 ～ 299 名	167,400 円
30 名 ～ 49 名	54,000 円	300 名 ～ 399 名	199,800 円
50 名 ～ 69 名	64,800 円	400 名 ～ 499 名	232,200 円
70 名 ～ 99 名	75,600 円	500 名 以上	協議による
100 名 ～ 129 名	91,800 円		

※人員数は、代表者・役員（非常勤は除く。）、社員、パート・アルバイト等の非正規社員も含む。

※上記は消費税込みの金額。

② 労働保険年度更新会費

労働保険年度更新会費とは、労働保険料の概算・確定等年度更新業務に対して、毎年5月中に納入する。労働保険年度更新会費・・・原則として通常会費相当額とする。

③ 健康保険・厚生年金保険算定基礎会費

算定基礎会費は、毎年7月健康保険法、厚生年金保険法に基づく、算定基礎届の提出に際し相談、指導する業務に対して、毎年8月中に納入する。

算定基礎会費・・・原則として通常会費相当額とする。

第3. 給与計算サービス

月額利用料は、基本料金+人数単価料金の合計額とする。

【基本料金】		+	【人数単価料金】	
10 名 まで	10,800 円		【月次給与計算】	540 円×人数 勤怠集計なし (ありの場合 単価 1,080 円)
50 名 まで	21,600 円	【賞与計算】	540 円×人数 勤怠集計なし (ありの場合 単価 1,080 円)	
100 名 まで	27,000 円	【年末調整】	1,620 円×人数 勤怠集計なし	
200 名 まで	32,400 円			
300 名 まで	43,200 円			
500 名 まで	54,000 円			
501 名 以上	協議による			

※給与計算システム構築（初期登録）手数料は、原則として「月額利用料相当額」とする。

※上記は消費税込みの金額。